

<AIPPI・JAPAN セミナー>

「AIPPI 本部・役員による海外の知的財産に係る最新情報の解説」

開催日時：平成 26 年 3 月 14 日（金）

会 場：KKR ホテル東京 10 階 瑞宝

（住所：東京都千代田区大手町 1-4-1）

（地図）<http://www.kkr-hotel-tokyo.gr.jp/000/access.html>

使用言語：英語（英語－日本語の同時通訳付）

【第一部：商標制度】（9：45～12：00）

[講演者]

John Bochnovic 氏（President）

Stephan Freischem 氏（Secretary General）

Sarah Matheson 氏（Deputy Reporter General）

Renata Righetti 氏（Assistant Secretary General）

Anne Marie Verschuur 氏（Assistant Reporter General）

[モデレータ]

乾 裕介 氏（弁護士、ホーガン・ロヴェルズ法律事務所 外国法共同事業）

内 容：

(1) 非伝統的商標について

（Renata Righetti 氏／John Bochnovic 氏／Sarah Matheson 氏／乾 裕介 氏）

欧州共同体、米国、カナダ及びオーストラリアにおける非伝統的商標（香り、音、味、色彩、位置、動き、ホログラム、触覚等）の出願・登録状況、前記各非伝統的商標の審査実態及び出願に際しての適切な表現方法について解説した。

- ①米国：「色彩」はセカンダリーミーニングの獲得が必要、「ホログラム」は視覚的な識別性が無いとして登録不可。「味」は、商品の持つ性質と判断されこれまで登録例がない。「触覚」は利用説明を付加することにより、登録可能。
- ②カナダ：「色彩」色自体は登録不可、商品に使用された状態で登録可能。「動き」、「ホログラム」は近年登録可能となった。「触覚」これまでカナダでは出願がない。
- ③欧州：「色彩」は単色、色組合せいずれも登録可能、国際的に認められたカラーコード表示と言葉による色彩の説明が必要。「香り」は、Sieckmann ECJ 判決で、化学式、文字による記述、香り見本又はそれらの組合せでは表現の要件を満たさないと判断され、この判決以降、香り商標の登録は欧州で認められていない。「音」は、楽譜による表現が必要。非音楽的商標は、MP3 の電子ファイルとソノグラムによる表現が認められている。言葉による表現のみは米国と異なり認められない。
- ④オーストラリア：「音」は楽譜と言葉による説明、音声電子ファイルによる表現が認められる。「香り」は商品・サービスへの利用の説明が必要。「動き」、「ホログラム」、「ジェスチャー」、「味」、「触覚」は登録可能。

(2) 欧州共同体商標制度について

（Anne Marie Verschuur 氏／Stephan Freischem 氏／Renata Righetti 氏／乾 裕介 氏）

欧州共同体商標制度の改正の概要（手続規定、模倣品対策規定、手数料等）や最近の判例の概要について解説した。

【制度改正の概要】

- ①手続：*出願提出は各国特許庁でなくなる。*加盟国に要求される異議申立及び無効化手続の迅速化
- ②模倣品対策：侵害対象品の最終送付地がEU外であることを証明できなければ、商標権所有者は当該侵害対象品を商標権侵害として訴えることが出来る。
- ③手数料の改定：出願手数料等の値下げ

【最近の判例】

以下の判例について解説した。

- ①Environmental Manufacturing vs OHIM（無効審判不成立審決の取消訴訟）
- ②Bulldog vs Red Bull（Red Bull 社所有商標権の侵害訴訟）
- ③Coloseum Holding AG vs Levis Strauss & Co.（Levis 社所有商標権の侵害訴訟）
- ④Lidl Stiftung & Co. KG vs OHIM（拒絶審決取消訴訟）



John Bochnovic 氏



Stephan Freischem 氏



Sarah Matheson 氏



Renata Righetti 氏



Anne Marie Verschuur 氏



乾 裕介 氏